

就学援助の要件と高校生等入学給付金の提出書類

給付金を受けることができる場合は、次のいずれかに該当する方で、教育委員会が給付金が必要であると認めた方が対象となります。

	申請理由	提出書類	提出書類を発行する機関																		
1	(1) 生活保護が停止または廃止された	提出不要	—																		
	(2) 市民税が減免された (天災などによる減免)	提出不要	—																		
	(3) 個人事業税が減免された	事業税変更通知書	長崎振興局税務部																		
	(4) 固定資産税が減免された (天災などによる減免)	減免承認通知書	資産税課																		
	(5) 国民年金の掛金が減免された ※全額・3/4・半額免除に限る	国民年金保険料 免除申請承認通知書	年金事務所																		
	(6) 国民健康保険税が減免された (天災などによる減免)	提出不要	—																		
	(7) 児童扶養手当を受けている ※児童手当(こども手当)や特別児童扶養手当は対象外。 ※児童扶養手当を申請中の場合は、その審査に1~2か月かかりますので、他に該当する理由があれば、他の項目で申請してください。	提出不要	—																		
	(8) 生活福祉資金を借りた	生活福祉資金貸付決定通知書	社会福祉協議会																		
2	(1) 職業安定所登録の日雇労働をしている	日雇労働被保険者手帳	職業安定所																		
3	※上記の理由に該当しない場合は、以下の理由からお選びください。	提出不要	—																		
	(1) 世帯全員の合計所得額が下表の「 所得基準額 」のめやすの合計所得額以下で、子どもを修学させるのが困難な場合	年金振込通知書	年金事務所																		
	○「所得基準額」のめやす ・表面の申請書の「世帯の全人数」に応じて、所得基準額(所得上限額)があります。 ・世帯全員の合計所得額と以下の「合計所得額(所得基準額)」を比較してください。(単位:円)																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">世帯人数</th> <th style="width: 10%;">1人 ※1</th> <th style="width: 10%;">2人</th> <th style="width: 10%;">3人</th> <th style="width: 10%;">4人</th> <th style="width: 10%;">5人</th> <th style="width: 10%;">6人</th> <th style="width: 10%;">7人</th> <th style="width: 10%;">8人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計所得額</td> <td>1,397,000</td> <td>2,046,000</td> <td>2,350,000</td> <td>2,612,000</td> <td>2,984,000</td> <td>3,435,000</td> <td>4,059,000</td> <td>4,632,000</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	1人 ※1	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	合計所得額	1,397,000	2,046,000	2,350,000	2,612,000	2,984,000	3,435,000	4,059,000	4,632,000		
世帯人数	1人 ※1	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人													
合計所得額	1,397,000	2,046,000	2,350,000	2,612,000	2,984,000	3,435,000	4,059,000	4,632,000													
	※源泉徴収票の金額と比較する場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄をご確認下さい。 ※1 1人世帯は、高校生等に保護者等がない場合であって、高校生等本人が申請者となる場合です。																				
	(2) 上記の理由以外に、保護者の離職や長期療養、火災、交通事故など特別の事情があり、現在の生活が苦しく、子どもを修学させるのが困難な場合	申請書の最下段の「特別の事情」の記載欄に具体的事情と生活状況を記入してください。																			

※今後、上記内容について変更が生じた場合には、別途お知らせします。

提出書類の注意点

- 1 提出する書類は返却できませんのでコピーで構いません。
- 2 提出する書類は、申請する際に発行できる最新の証明書を提出してください。
- 3 提出書類については、提出不要としている場合でも、審査の過程で提出をお願いすることがございます。あらかじめご了承ください。